平成２６年（フ）第１５号
福岡県久留米市津福本町1643番地１　翠水ビル203号
債務者　小山　峯夫
１　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２４号
北九州市八幡西区則松５丁目16番３―407号
債務者　横山　信弘
１　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７号
大分市明野西１丁目１番２―406号
債務者　野々下由美子
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９１号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目15番６―403号
債務者　小路友紀子
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５０７号
鹿児島県鹿児島市桜ケ丘６丁目１番地10　ペアーハイツ102号
債務者　大山　　康
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目５番31号　カーサ小松原303号
債務者　十亀ヤス子
１　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１号
鹿児島県南さつま市加世田益山4418番地
債務者　椦　むつみ
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目10番７―５号、前住所鹿児島県薩摩川内市宮崎町3318番地３ビレッジマウンテン六弘203号
債務者　西鶴　勇治
１　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目10番７―５号、前住所鹿児島県薩摩川内市宮崎町3318番地３ビレッジマウンテン六弘203号
債務者　西鶴　澄子
１　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
群馬県みどり市大間々町塩原116番地２
債務者　星野　茂樹
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１号
石川県能美市宮竹町ホ24番地１
債務者　南　久美子
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第７号
石川県加賀市水田丸町チ33番地１
債務者　下出　はる
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２０８号
三重県四日市市鵜の森１丁目５番20号　平安ホールディングスビル―２・７Ｆ―Ａ
債務者　松永　波子
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
三重県四日市市八王子町445番地
債務者　小林　祐介
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
三重県四日市市鵜の森１丁目12番５号　トワニマンション602、前住所三重県津市久居旅籠町1290番地　レオパレスベルエキップⅡ204号
債務者　宮里　崇広
１　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５４２号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地２棟203号
債務者　福山　博丈
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８８号
京都市伏見区淀本町231番地２　淀正和フラット606
債務者　小西　博士
１　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係